

# 令和2年度事業報告書

自 令和2年7月1日

至 令和3年6月30日

## 1. 概 況

世界規模でのコロナウィルスの感染により、日本国内での経済活動が十分に出来ない状況の中、公益法人の事業として「国土の利用、整備又は保全を目的とする事業」・「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する「土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人が協働し、国民の不動産に関する権利の明確化と相隣関係の安定を推進する事業」を遂行いたしました。

このような感染が蔓延する中、感染予防措置を取りながら事業を実行し、心配された事業収入は昨年度より約2千万円減の2億4千万円となりました。役員、社員の努力に感謝いたします。

## 2. 協会の運営について

感染予防対策として、マスクの着用と手指の消毒など立会業務での注意事項を遵守いたしました。また、会議は最後の6月の理事会を除き、すべてZOOMを利用したWEB会議といたしました。

さらに、社員との間に誓約書を交わし遵法精神の徹底を図りました。

法人法を遵守し、定款・役員報酬に関する規則・監事報酬に関する規則・事業計画書・予算書・事業報告書・貸借対照表等の決算報告書・社員名簿を公開いたしました。

遵法精神と統治能力を念頭に活動をいたしました。

2名の入会者があり、一緒に活動していくこととなりました。

以上、事業計画書に基づいて協会の運営をいたしました。

## 3. 公益目的事業について

### 【公1-1 公共嘱託登記に係る受託事業】

官公署等からの公共嘱託登記業務を受託し、委託元の事業の円滑な推進に寄与し、国民の不動産に関する権利の明確化と相隣関係の安定を推進しました。

国の機関では、国土交通省秋田河川国道事務所、同能代河川国道事務所、同鳥海ダム工事事務所、東北財務局秋田財務事務所、秋田刑務所、東京国税局より業務受託いたしました。

秋田県からは、財産活用課、産業集積課、農林政策課、畜産振興課、秋田港湾事務所、教育庁、県警本部、鹿角・北秋田・山本・秋田・由利・仙北・平鹿・雄勝の各地域振興局より業務受託いたしました。

市町村では、秋田市、秋田市上下水道局、能代市、男鹿市、由利本荘市、にかほ市、大仙市、仙北市、横手市、湯沢市、井川町、八峰町、美郷町、羽後町より業務受託いたしました。

### 【公1-2 法務局備え付けとなる地図の作成受託事業】

15年間継続受注しております、秋田地方法務局発注の地図作成作業は、2年契約の二年目作業として秋田市土崎港中央一丁目、二丁目及び四丁目の一筆地測量を実施し、地図と地積測量図を納品

いたしました。また、2年契約の一年目作業として、寺内蛭根一丁目、二丁目及び寺内油田一丁目、二丁目及び三丁目の実態調査と基準点設置作業を完成させ納品いたしました。二年目作業として現在一筆地立会作業中であります。明治の地租改正以来の作業であり、地図も混乱しており困難を極めますが、完成へ向けて遂行中であります。

#### **【公1-3 公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する相談事業】**

随時電話もしくは対面で行いました。公共嘱託登記事務の適切な処理などを説明いたしました。

以上の三事業は、直接的な受益者は委託者である官公署等ではありますが、最終的な受益者は不特定多数の県民であり、法令により官公署等からの依頼には正当な事由がない限り拒むことは出来ず公益の増進に貢献しました。

#### **【公1-4 公共嘱託登記事務及び調査測量並びに地図に関する研修事業】**

この研修事業は、講師を招き官公署職員、土地家屋調査士及び隣接資格者等を対象に実施するものであり、公益移行後毎年実施してきたものでありますが、全国的なコロナ蔓延により本年度は開催出来ませんでした。感染予防策の対策や感染状況を勘案し、来年度は再開したいと思います。

#### **【公1-5 災害発生時における復興支援に関する協定書に基づく支援事業】**

令和2年度は秋田県との協定書に基づく事業はありませんでした。

以上、事業報告といたします。